

鹿角GENKIカレッジ

～地域で活躍する「行動人」を育成します～

鹿角GENKIカレッジでは、学んだ知識を生かして、地域や社会で行動できる人、「行動人」の育成を目指しています。

どのような講座があるのか

年8回の多様な学習ができる講座を用意しています。参加するにあたっては、一般参加と塾生として参加の2つの参加方法があります。

参加方法

- ① 一般参加 講座毎に申し込みをすることで参加できます。
- ② 塾生として参加 塾生登録を行うことで、優先的に参加できます。また、高校生以上のおむね40歳までの方が塾生の対象です。

塾生になると

塾生が主催するさらなる学びや実践のためのイベントおよび講演会に補助金（補助率2分の1、上限30万円）を活用することができます。

塾生は、年間を通して随時募集しています。この機会に、塾生となって、さまざまなことにチャレンジしてみませんか。

講座ラインナップ ※各講座開催日の7日前までに生涯学習課 社会教育班にお申し込みください。

「タイトル」日時	場所	内容	修得単位
「八戸市視察研修」 ◇日にち：6月17日 月 ◇時間：7時30分～18時 ◇定員：20人（塾生限定）	青森県八戸市	読書活動からまちの活性化を考えた「本のまち八戸事業」の中心施設である八戸ブックセンターと、公共施設や商業施設などを結び付け、市街地の活性化に向けた中心施設である八戸ポータルミュージアムはっちを視察します。	8単位
「鹿角のGENKIに点火！Kickstarter（いいだしっぺ）による苦労とファン獲得」 ◇日にち：7月6日 土 ◇時間：10時～12時	花輪市民センター講堂（コモッセ内）	鹿角GENKIカレッジのキックオフイベント。パネリストによる自身の活動紹介と地域への思い、苦労した点などを聞き、鹿角地域を元気にする方法を模索します。 パネリスト：松村 詫磨氏（かづのclassy・燻製屋 猫松）、坂本 寿美子氏（女性農業者）、綱木 裕一氏（新規就農者）、鹿角商工会青年部	2単位
「企画力と勧誘力UP講座」 ◇日にち：7月21日 日 ◇時間：13時30分～15時30分	花輪市民センター講堂（コモッセ内）	企画力の向上や勧誘方法、就活や日常のコミュニケーション、ビジネスに至るまで、さまざまな場面で活かせる知識を学びます。 講師：中野 英樹氏（都立高校教諭）	2単位
「グラフィック・ハーベスティング基礎講座①」 ◇日にち：8月24日 土 ◇時間：10時～17時 「グラフィック・ハーベスティング基礎講座②」 ◇日にち：8月25日 日 ◇時間：10時～17時	花輪市民センター研修室（コモッセ内）	言葉や文字では伝わりにくい情報を、視覚的に伝えるグラフィック・ハーベスティングから、対話の場をより豊かにする方法をワークショップ形式で学びます。 ※どちらか1日の参加も可能です。 講師：牧原 ゆりえ氏（一般社団法人サステナビリティ・ダイアログ代表理事）	1回8単位（2日間参加すると、特典で20単位）
「コミュニケーション講座」 ◇日にち：9月14日 土 ◇時間：9時～16時	花輪市民センター研修室（コモッセ内）	カウンセリング技術や面接などを意識した話し方、聴き上手になる方法、気持ちを上げる褒め方にスポットをあて、ワークショップ形式で体感的に学びます。 講師：後藤 のりこ氏（フリーアナウンサー）	8単位
「モチベーション講座」 ◇日にち：10月12日 土 ◇時間：13時30分～15時30分	花輪市民センター研修室（コモッセ内）	モチベーションの持ち方や維持の仕方について学びます。 講師：中村 裕昭氏（ゲートプラス株式会社代表）	2単位
「プレゼンテーション講座」 ◇日にち：12月7日 土 ◇時間：13時30分～15時30分	花輪市民センター講堂（コモッセ内）	落語の手法を用いた、効果的なプレゼンテーション技法を学びます。 講師：中野 英樹氏（都立高校教諭）	2単位

生涯学習課 社会教育班 ☎ 30-0292

年に一度、必ず健診を受けましょう

特定健診が始まります

特定健診は、40歳～74歳で国保に加入している方が対象の健康診断です。費用は無料です。対象者は、受診日時点において、国保に加入している方です。

健診内容

- ① 身体測定（身長、体重、腹囲測定）
- ② 尿検査
- ③ 血圧測定
- ④ 血液検査（脂質、血糖値、肝機能、腎機能、貧血）
- ⑤ 医師による診察
- ⑥ 心電図
- ⑦ 眼底検査（必要な方のみ）

受診には受診券と被保険者証を

3月31日時点の対象者には、5月中旬に特定健診の受診券と案内を送付しています。受診の際には、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

受診券が送付されていても、就職などで社会保険に切り替わった場合は、国保の受診券で受診することができません。この場合は、職場などで行う健康診断を受診してください。

また、4月1日以降に国保に加入した方で健診を希望される方は、受診券を送付しますので、健康ライフ課までご連絡ください。



市民課 国保医療班
☎ 30・0222
健康ライフ課 健康づくり班
☎ 30・0119

国民健康保険税

◎ 軽減制度

低所得者世帯の税負担を軽減するため、前年中の所得合計額が一定基準額以下の場合、均等割額と平等割額を減額する軽減制度があります。令和元年度から次のとおり変更になり、対象範囲が拡充されました。

軽減率	軽減判定基準額
7割軽減	33万円 ※変更なし
5割軽減	33万円 + (28万円 × (国保加入者数) + 「特定同一世帯所属者数」) ※改正前は27万5千円
2割軽減	33万円 + (51万円 × (国保加入者数) + 「特定同一世帯所属者数」) ※改正前は50万円

軽減判定の注意点

- ・65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円（年金所得が15万円未満の場合は全額）が控除されます。
- ・土地・家屋などの譲渡所得は、特別控除を差し引く前の金額で計算され、事業所得は専従者控除（専従者給与）を差し引く前の金額で計算されます。
- ・軽減制度への申請は必要ありませんが、適用の可否判定のため、世帯主および国保加入者全員の所得申告が必要となります。

◎ 課税（賦課）限度額

国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの合計が税額となります。それぞれの限度額は次のとおりです。

項目	課税（賦課）限度額
医療給付費分	61万円 （改正前は58万円）
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	16万円

◎ 納付方法

納付方法は普通徴収と特別徴収の2通りあります。普通徴収の方は、年額を7月から2月の8回に分けて納付していただき、口座振替の方は、各納期限の日に口座から引き落としになります。特別徴収の方は、年6回の年金支給の都度、年金からの天引きで納付していただきます。特別徴収の対象者は、次の要件を全て満たしている方です。

特別徴収の要件

- ・世帯主が国保加入している。
- ・世帯主が今年度中に75歳にならない。
- ・国保加入者が全員65歳以上75歳未満。
- ・世帯主が年金を年額18万円以上受給している。

◎ 特別徴収から普通徴収への変更

国保税の納付方法は、次の要件をすべて満たしている方に限り、特別徴収（年金天引き）から普通徴収（口座振替）へ変更できます。変更を希望される方は、税務課 課税班に申請してください。申請が認められた場合、2～4カ月後の年金支給分から、納付方法を変更します。

◎ 普通徴収への切り替え要件

- ① 今後の納付方法を口座振替にされる方
- ② 過去2年間において国民健康保険税の未納がない方
- ※①②の両方を満たす必要があります。

納付方法変更に必要なもの

- ① 被保険者証② 認め印
- ③ 口座振替依頼書の本人控え
- ※ 口座振替を申し込んでいる方は、ご利用になる金融機関へ「口座振替依頼書」を提出し、その口座振替依頼書の本人控え（金融機関の受付印のあるもの）をお持ちください。

税務課 課税班 ☎ 30・0213